



# 社会保険 大竹事務所通信

2025年4月(Vol.217)

ご連絡先(大阪事務所)

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD.三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

## 「マイナ免許証」がはじまります

### ◆マイナンバーカードと運転免許証が一体化

2025年3月24日から、マイナンバーカードと運転免許証および運転経歴証明書の一体化が開始されます。

一体化の手続きができる施設は、一体化のみを行うのか免許更新と併せて行うかなどにより異なります。予約方法も手順内容により異なりますので、警視庁ホームページなどで確認しましょう。

### ◆一体化後の保有形態

運転免許証のみを保有、今の運転免許証を返納してマイナ免許証のみを保有、マイナ免許証と運転免許証の2枚を保有、のいずれも可能です。

ただしマイナ免許証のみの場合は、国外運転免許証を申請する際に、渡航先の国により従来の運転免許証が必要になる場合があります。

### ◆マイナ免許証のメリット

マイナ免許証を保有している人が必要な手続きを行うと、更新の際に受講する講習をオンラインで受講でき、更新にかかる時間も短縮されます。

更新手数料は、運転免許証のみは2,850円、マイナ免許証のみは2,100円、2枚所持は2,950円です。講習手数料は、会場受講の場合、優良500円、一般800円に対し、オンライン受講は200円です。

また、マイナ免許証のみを保有している人が必要な手続きを行うと、本籍・住所・氏名および生年月日に変更が生じた場合でも、警察への届出は不要となります。

### ◆注意事項

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上は10年、18歳未満は5年とされていますが、マイナ免許証の有効期間は異なります。この有効期間はマイナンバーカードの券面には表記されず、マイナポータル等で確認するため、失効に注意が必要です。

【警視庁「マイナンバーカードと運転免許証の一体化について」】

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/oshirase/individual\\_number.html#cmsEAC08](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/oshirase/individual_number.html#cmsEAC08)

※上記URLをブラウザへコピー&ペーストしてご覧ください。

## 教育訓練を受けると基本手当の給付制限が解除されます

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期間満了後1～3か月間は基本手当を支給されません(「給付制限」といいます)。

令和7年4月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

### ◆給付制限が解除され基本手当を受給できる方

次のいずれかの教育訓練等(令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限り)を離職日前1年以内に受けた方(途中退校は該当しません)または離職日以後に受けている方

- ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- ② 公共職業訓練等
- ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- ④ ①～③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練

## ◆給付制限解除のイメージ

離職前1年以内に教育訓練等を受けたことがある場合は、待期満了後から給付制限が解除されます。離職日以後に教育訓練を受ける場合は、受講開始日以降給付制限を受けないことになります。

## ◆教育訓練等を受けた（受けている）場合の申し出

受講開始以降、受給資格決定日や受給資格決定後の初回認定日（初回認定日以降に受講を開始した場合は、その受講開始日の直後の認定日）までに申し出る必要があります。

給付制限期間が2か月以上で、初回認定日以降かつ給付制限期間中に教育訓練等の受講を開始する場合には、申し出の期限に注意が必要です。

- ① 「初回認定日」以降かつ「認定日の相当日」前である場合は、受講開始日直後の「失業認定日に相当する日」までに申し出をする必要があります。
- ② 「認定日の相当日」以降かつ「給付制限期間満了後の失業認定日」前である場合は、「給付制限期間満了後の失業認定日」までに申し出をする必要があります。

【厚生労働省「令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001428133.pdf>

- ② 未然防止：カスハラの未然防止が最も大切です。そのためにも、顧客との良好な関係づくりについての啓発、相談体制の整備、クレームへの初期対応の検討、教育・研修の実施などに取り組むことを挙げています。
- ③ 発生時の対応：カスハラの判断基準をつくり、あらゆる場面に備えます。場面別の対応方針や、顧客対応の中止、警察との連携について検討します。
- ④ 発生後の対応：カスハラを受けた方のケアを最優先し、再発防止に取り組みます。組織として対応することが重要です。顧客等の出入禁止についても方針を定めます。
- ⑤ 企業間取引：企業間取引を背景としたカスハラにも要注意です。社員がカスハラの被害者・加害者となる可能性を念頭に、企業間で連携して対処することが必要です。

このマニュアルには、上記についての具体的手法のほか、取組状況の確認に使えるチェックシート等も掲載されています。東京都のウェブサイト「TOKYOはたらくネット」からダウンロード可能です。詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【東京都「カスタマー・ハラスメント防止のための各団体共通マニュアル」】

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuharamanual/index.html>

## 東京都がカスハラ防止のための団体共通マニュアルを公表中

### ◆カスハラ問題に対処する新たなマニュアル

東京都が「カスタマー・ハラスメント防止のための各団体共通マニュアル（業界マニュアル作成のための手引）」を公表しました。これは、各業界団体において、その業界独自のマニュアルを作成する場合に盛り込むべき共通事項および作成上のポイントをまとめたものです。都内の事業者以外にも参考となる内容ですので、ご紹介します。

### ◆主な内容

- ① 総論：マニュアルづくりに必要な基本事項として、基本方針やカスハラの実態を定めるとともに、業界で見られる迷惑行為、業界特有の事情・背景を盛り込みます。アンケート調査等を行うのも効果的です。

## 花粉症対策として企業ができること

### ◆今年も花粉症シーズンが到来

3月に入ってスギ花粉の飛散がピークを迎えるなど、花粉症シーズン真っただ中です。スギ花粉は2月～4月頃に飛散し、2025年の飛散量は2024年より増える見込みとなっています。社内でも、くしゃみや鼻水、目のかゆみといった花粉症の症状に悩まされている社員は多いのではないのでしょうか。

### ◆国による取組み

環境省・厚生労働省が作成しているパンフレットでは、花粉を避けるために、顔にフィットするマスク、メガネの装着、花粉飛散の多い時間帯（昼前後と夕方）の外出を避けること、外出を避けるためのテレワークの活用検討を呼びかけています。

政府は、労働生産性の低下にも影響する花粉症予防のための対策として、花粉曝露を軽減する柔軟な働き方等、企業等による従業員の花粉曝露対策を推進する仕組みの整備に取り組んでおり、国民病ともいわれる花粉症への対策は企業としても関心を持ちたいテーマとなっています。

#### ◆企業ができること

経済産業省「健康投資ワーキンググループ」の資料で示された令和5年度の健康経営度調査回答結果によれば、職場における花粉症対策への支援として、「空気清浄機の設置」、「対症療法（服薬など）に対する補助・支援（通院や薬の購入への補助等）」、「花粉症に関するセミナー等教育の実施（薬の飲み方、副作用への理解等）」、「花粉症に合わせた柔軟な働き方（花粉飛散量が多い日の在宅勤務を推奨する等）」が挙がっています。

大規模法人で実施されている例が多いですが、自社において実施可能な対策を検討していくことで社員満足度の向上にもつながることが期待されます。

【環境省・厚生労働省パンフレット「花粉症対策 スギ花粉症について日常生活でできること」】

<https://www.env.go.jp/content/000194676.pdf>

### 4月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

#### 15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出  
[市区町村]

#### 30日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分>  
[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
  - 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]
  - 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付  
[都道府県・市町村]
  - 固定資産税・都市計画税の納付<第1期>  
[郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

- ・ 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間（4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間）

### 編集後記

新年度になりました。

桜の開花もぐんぐん進んできて、晴れやかな気持ちになりますね。新しい環境でのお仕事が始まるみなさん、無理をせず、まずは慣れることから頑張ってください。

今月も最後までお読みいただき有り難うございました。(R.O)

### スタッフブログより

#### 【試用期間満了＝自動的に解雇ではない】

試用期間を終えて「本採用しない」と判断した場合、それは解雇にあたりません。

ただし、単に「試用期間だから合わない人は不採用でOK」というわけではありません。

本採用しないためには、試用期間中に適切な教育・指導を行い、その結果として不適格と判断したことを示す必要があります。

たとえば、業務遂行能力が不足している場合でも、指導や研修をせずにいきなり解雇すると「不当解雇」と判断されるリスクがあります。



企業側が「本採用しない」とする場合、試用期間中に何を改善すべきかを本人に伝え、努力する機会を与えたかが重要なポイントとなります。

具体的には、定期的なフィードバックや指導記録を残し、最終的な判断に至るプロセスを明確にしておくことが望ましいでしょう。

試用期間とは単なる「お試し期間」ではなく、適性を見極めるための期間です。

そのため、安易に本採用を拒否するのではなく、適切な準備と手続きを踏むことが重要です。

おおたけ (2025-02-25)

### 【ストレスを発散するには？】

人それぞれストレス発散方法やセルフコントロール方法は異なると思いますが、...

大変恥ずかしながら、私の最近の行動をお伝えします。

#### ①金曜日、18時半頃事務所を出発。

そして、よく行くお店へ1人で赴く。

1人ということもあり幸い空席がある(カウンターは満席になりました)。

人の音にとっても敏感なため、通常はイヤホンをする事が多いのですが、当日はイヤホンをしない。メニューを見ず、何となく注文する。

お酒を呑み、お料理をおいしく頂き、何とそこで本を読み出す。周辺はとても賑やかで、イヤホンをしていないのに、なぜか快適に本を読む。

隣の席の方とお話をする(今考えるとこんな変な人に声を掛けてくれたことに感謝です)。

その後急に思い立ち、お店を出発。

人生初の1人カラオケに挑戦する(初めてのことでとても刺激的でした)。

#### ②土曜日、12時半頃事務所近くのおでん屋さんへ出発。

一緒に資格を取った仲間と、(やはりお酒を交えて)近況を話し合う。気づけば17時になり、楽しい気分のまま帰宅する。

夜は大谷のホームランを見て、自分の悩み事とはとてもちっぽけであることに再度気づかせてもらう。

#### ③日曜日、近くの喫茶店でなじみの店員さんを見ながら、ただのんびり本を読む。

※あまりお天気が良くない時は、個人的におススメです。

決して褒められた行動ではないかもしれませんが、この3日間は私にとっては充実したものでした。皆さんのストレス発散方法は何かですか。

おぎの (2025-03-21)

### 【花粉症の季節】

皆さんこんにちは。

最近気温が20℃以上になる日も出てきて、冬の終わりを感じていたのですが、大阪では(スギ)花粉の飛散ピークが間もなく終わるそうですね(汗)。

いつも使用しているお天気アプリには、毎日の花粉の飛散量が表示されていますが、今年から「極めて多い」という段階が追加されました。

(これまでは「非常に多い」が一番上の段階でした。)

今年からの変化でもう一つ。飲んでいる薬を変えました。

市販薬を服用していたのですが、いつも行っているドラッグストアに見当たらず。。

花粉症が発症した当時(小学校2年生)から服用していたものの、見当たらない以上は仕方ないとすっぱり切り替えました。

効果はあるようで、「極めて多い」時に外へ出ていても症状は抑えられています。

薬は合う合わないがあるとも聞きますので、問題ないようで良かったです。

ヒノキ花粉にも反応する人は、もうしばらくツライ時期が続きますが、対策をしっかり取って乗り切りましょう。

にしぐち (2025-03-26)